

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	義務教育学校の創設に係る税制上の所要の措置 (国税:外)(関税:外)
2	要望の内容	平成27年6月24日に学校教育法等の一部を改正する法律(平成28年4月1日施行予定)が成立したことに伴い、現行の小学校・中学校等に加え、義務教育として行われる普通教育を提供することを目的とした学校教育法第1条に規定する新たな学校の種類として、「義務教育学校」が創設された。義務教育学校は、義務教育を提供する点において、現行の小学校・中学校と同様であるため、従来から小学校や中学校に適用されている税制上の優遇措置を義務教育学校にも適用されるよう所要の措置を講ずることを要望する。
3	担当部局	文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>義務教育学校における教育に要する費用の低廉化及び義務教育学校における教育活動の実施の円滑化を図り、もって義務教育の質の向上及び義務教育段階における教育費負担の軽減を図る。</p> <hr/> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>学校教育法 第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。</p> <p>第38条 市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。ただし、教育上有益かつ適切であると認めるときは、義務教育学校の設置をもってこれに代えることができる。</p> <p>第49条 第30条第2項、第31条、第34条、第35条及び第37条から第44条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第30条第2項中「前項」とあるのは「第46条」と、第31条中「前条第1項」とあるのは「第46条」と読み替えるものとする。</p>
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり</p> <p>施策目標2-1 確かな学力の育成</p> <p>政策目標6 私学の振興</p> <p>施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興</p>

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>義務教育学校は、義務教育を提供するという点において既存の小学校・中学校と同様であるため、小学校・中学校に適用されている税制上の優遇措置と同様の措置を講ずることにより、設置者が義務教育学校の設置を選択することが妨げられることのない環境を整備すること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>設置を希望する市町村における義務教育学校の円滑な設置状況</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>既存の小学校・中学校と同等の税制の優遇措置が適用されることにより、設置者が、義務教育学校の設置を選択することが妨げられない環境に寄与するものである。</p>
8	有効性等	① 適用数等	義務教育学校の設置については、地域の実情や児童生徒の実態、保護者等の要望等を総合的に勘案した上で、設置者が判断することになるものであるため、現時点で具体的な適用数を予測するのは困難である。
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:—)</p> <p>地域の実情等に応じて設置者が義務教育学校を設置する選択をした場合にも、現在の小学校・中学校と同等の税制の優遇措置が適用されることにより、義務教育学校における教育に要する費用の低廉化および義務教育学校における教育活動の実施の円滑化が図られ、もって義務教育の質の向上及び義務教育段階における教育費負担の軽減が図られる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:—)</p> <p>—</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:—)</p> <p>義務教育学校に対する税制上の優遇措置が適用されない場合、小学校・中学校とのイコールフットイングの観点から、義務教育学校の円滑な運営に支障を来すことや、義務教育学校に通う児童生徒に係る教育費負担の増加が懸念される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:—)</p> <p>—(学校教育法の改正により、市町村は、これまでの小学校・中学校に加えて、地域の事情等により義務教育学校の設置ができることとなった。現在、小学校又は中学校として税制の優遇措置が既に適用されており、また、少子化が進む中、義務教育学校の設置は、既存の小中学校の統合によるものがほとんどであると考えられるため、義務教育学校に同様の措置を講じたとしても減収はないものと考えられる。)</p>

9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	義務教育学校は、義務教育を提供するという点において既存の小学校・中学校と同様であるため、小学校・中学校に適用されている税制上の優遇措置と同様の措置を適用することは有効かつ必要最小限の措置である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③: 地方公共団体が協力する相当性	学校教育法上、市区町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校・中学校を設置しなければならないが、義務教育学校の設置をもって小学校及び中学校の設置に代えることができると規定されており、税制上の優遇措置は各地域で展開される必要がある。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—